

平成19年4月1日から児童手当制度を拡充

児童手当の制度改正により、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、出生順位にかかわらず一律月額10,000円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額は、現行どおりです。

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当			3歳以上（現行どおり）	
	現行	改正		
第1子、第2子	月額 5,000円	月額 10,000円 (倍増)	第1子、第2子	月額 5,000円
第3子以降	月額 10,000円	月額 10,000円 (現行どおり)	第3子以降	月額 10,000円

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当の額は一律月額10,000円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5,000円となります。

詳しくは、市役所市民課・各支所市民課（公務員は勤務先）へお問い合わせください。

児童手当制度のご案内

1. 児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより生活を安定させるとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成を目的にしています。

2. 支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

3. 支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。

4. 支給月額

- ・ 3歳未満の乳幼児一律10,000円
- ・ 3歳以上の第1子、第2子5,000円
第3子以降10,000円

5. 支給時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までを一括して支給されます。

6. 所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。

なお、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。

平成19年度 所得制限限度額表

（単位：万円）

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

注1：所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある人の限度額（所得額ベース）は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2：扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

■お問い合わせ 市役所市民課 ☎672-6120